

各位

三井住友信託銀行株式会社

三井住友信託ファンドラップの資産承継サービス 「家族おもいやりパッケージ」の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます)は、「三井住友信託ファンドラップ」※1(以下、「ファンドラップ」といいます)の運用資金の受取人を指定することができるサービス(「家族おもいやりパッケージ」)の取り扱いを5月28日より開始いたします。

当社では、これまでも長期投資商品としてのファンドラップについて、長くご利用いただけるよう、保険料の負担なしに保障サービスが受けられる「人生安心パッケージ」等の付帯サービス拡充や、ご利用期間に応じて固定報酬の割引を行う「長期保有優遇制度」の設定等を行ってまいりました。

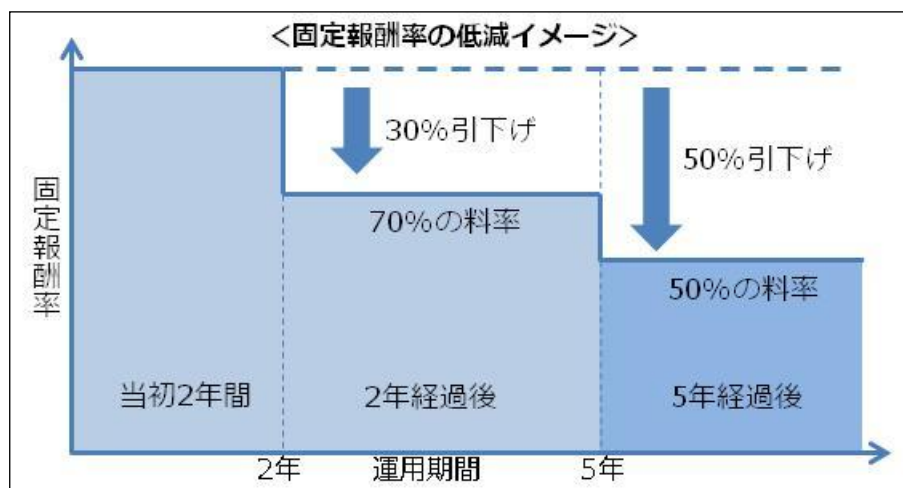
「家族おもいやりパッケージ」は、ご契約者さまの資産承継の「つなぐ」ご意思をサポートする新サービスです。本サービスは、ファンドラップの特約として追加費用のご負担なしで設定することができるサービスであり、以下の2種類がございます。

① <相続時一括交付型>

ファンドラップご契約者さまの相続発生時に、ファンドラップの運用資金をあらかじめ指定されたお受取人(以下、「受贈者さま」といいます)にお渡しするサービスです。ファンドラップご契約者さまと受贈者さまとの間で贈与契約を締結いただくとともに当社と特約を締結いただくことにより、ご相続発生時には簡易なお手続きでご資金の受け取りが可能となります※2。



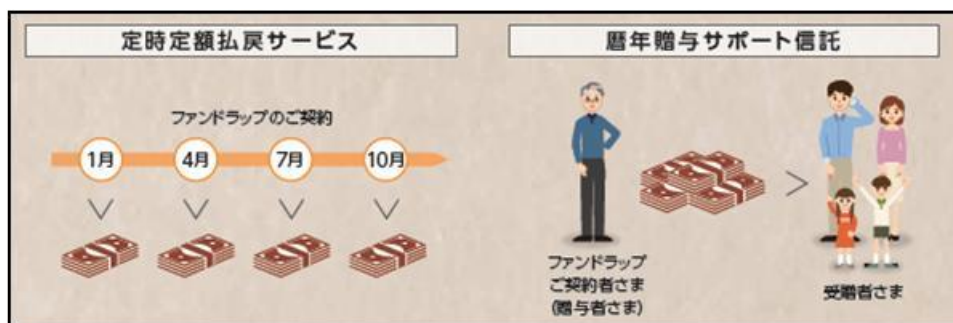
当社の投資一任運用商品は「長期保有優遇制度」を採用しております。「相続時一括交付型」により資金を受領された受贈者さまが、解約資金等を用いて、一定期間内に投資一任運用商品の運用を開始された場合、「長期保有優遇制度」における契約期間を元のファンドラップご契約者さまの契約と通算することができます。



② <生前贈与・分割交付型>

ファンドラップ定時定額払戻サービスと暦年贈与サポート信託を組み合わせることにより、運用を継続しながら、3親等以内のご親族の方(受贈者さま)への計画的な生前贈与を行う利用方法を提案いたします。

ファンドラップの運用を継続しながら、暦年課税制度の条件を満たす贈与を簡単に行うことができます。例えば、ファンドラップの中庸コースで2000万円を運用している場合、定時定額払戻サービスの1回の払戻額25万円、年4回で100万円を贈与することができます。贈与の都度、贈与契約書でのお手続きが必要です。



サービスの詳細につきましては、お取引店またはお近くの当社本支店までお問い合わせください。

※1 ファンドラップは、お客さまとの投資一任契約に基づき、運用にかかる投資判断や売買、管理などをお客さまに代わって一括して行う商品です。詳細な商品性については、[こちら](#)からご確認ください。

※2 お受取人の権利についての争いが生じている場合等、当社からの支払いを留保させていただくケースがございます。

以上

三井住友信託ファンドラップに関してご注意いただきたい事項

■三井住友信託ファンドラップにおけるリスクについて

三井住友信託ファンドラップは、国内投資信託を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用による損益は全てお客さまに帰属します。

投資対象とする投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート(REIT)、コモディティ(商品先物取引等)、および株式・債券・金利等の金融先物等派生商品を実質的な投資対象とすることから、これらの値動きに応じて基準価額は変動し、損失が生じるおそれがあります。

また、外貨建の投資信託に関しては、各国通貨の為替相場の変動による為替リスクが存在します。

■お客さまにご負担いただく費用について(以下、料率については税込みにて表示しています。)

お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

(1)直接ご負担いただく費用

投資顧問報酬には、固定報酬型と成功報酬併用型があります。お客さまの運用資産の時価評価額(時価残高)に対して、固定報酬型は上限 年率 1.512%を乗じた額、成功報酬併用型は上限 年率 1.0044%の固定報酬に、運用成果の額の 16.2%の成功報酬を加算した額をお支払いいただきます。固定報酬については、新規契約時の運用開始日の 2 年後および 5 年後応当日が属する四半期の翌四半期以降、それぞれ当初の 70%および 50%の料率を適用します。

(2)間接的にご負担いただく費用

投資対象となる国内投資信託については、信託報酬(信託財産に対し最大年率 0.918%、なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬がかかる場合があります。)をご負担いただきます。

また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。

詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

三井住友信託ファンドラップは預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。

三井住友信託ファンドラップにはクーリング・オフ制度は適用されません。

ご契約のお申し込みの有無により、当社とのお取引に影響が及ぶことは一切ありません。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

暦年贈与サポート信託に関してご注意いただきたい事項

■商品概要

| | |
|---------|--|
| 贈与をする方 | 当社に普通預金口座のある日本国内居住の個人のお客さま |
| 贈与を受ける方 | 以下の 2 つの条件を満たす個人のお客さま ● 贈与をする方の 3 親等以内の日本国内居住のご親族さまであること ● 当社に普通預金口座があること |
| 契約期間 | 本商品申込日の属する年を含めて 5 年間 ● ただし、申込日が 12 月 1 日から 12 月 31 日までの場合は、申込日の属する年の翌年から 5 年間となります。 ● ご契約期間終了後、継続をご希望の場合は、改めてお手続きが必要となります。 |

■ 円貨でも外貨でも贈与が可能です。外貨預金には、外国為替相場の変動等により元本割れのリスクがある他、取引時には為替手数料がかかります。詳細は、個別のパフレット等でご確認ください。

商号等:三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会